明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令等の一部を改正する省令（総務四〇）　一
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二三）　一〇
○被収容者処遇規則の一部を改正する省令（同二四）　一〇

〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示（内閣府・総務一）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度を定める告示（同二）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一七二）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一七三）　一三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一七四）　一八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一七五）　一八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一七六）　一九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一七七）　一九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一五〇）　一九
○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示（厚生労働二一〇）　二四
○私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置（同二一一）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所　除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
地方公共団体　行旅死亡人関係　五五
会社その他　五七
会社決算公告　六〇

省令

○総務省令第四十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第八項、第十七条第八項、第四十一条の二第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の四及び第四十一条の五並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第四項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令等の一部を改正する省令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。